

(公印省略)

こ支援第1695号  
平成27年12月 2日

各市町村児童福祉主管課長 殿

大分県福祉保健部こども子育て支援課長

幼稚園型・保育所型・地方裁量型認定こども園における教育及び保育  
に従事する職員の資格について（依頼）

平素より本県における幼児教育・保育の推進についてご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

幼稚園型・保育所型・地方裁量型認定こども園における教育及び保育に従事する職員の資格については、大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例（平成18年9月大分県条例第49号）及び大分県幼稚園型認定こども園等の認定手続を定める規則（平成18年10月大分県規則第80号）に定める規定が適用されているところです。

今般、その理解が十分でない事例がありましたので、貴職におかれましては、管内の幼稚園型・保育所型認定こども園に周知するとともに、その適切な運営についてご指導いただきますお願いいたします。

なお、あわせて別紙参考様式を作成し、今後の認定申請時及び認定後の運営状況報告等で活用することを申し添えます。

担当 幼保連携推進班 松尾

TEL 097-506-2709

E-mail [matsuo-koji@pref.oita.lg.jp](mailto:matsuo-koji@pref.oita.lg.jp)

## 幼稚園型・保育所型・地方裁量型認定こども園における職員の資格に係る整理表

区分	幼稚園免許	保育士資格(登録)	根拠条項	
満3歳未満の子ども		○ ※例外規定なし	条例別表第2の1	
満3歳以上の子ども	原則	○	○	条例別表第2の2本文
	例外 ※ 以下の①、②該当者以外は片方の免許(資格)で従事可能)	○		条例別表第2の2但し書き 規則第8条第1項
			○	
	①学級担任	○	○	条例別表第2の3 規則第8条第2項 規則第8条第4項
②教育及び保育時間相当利用児(2号認定子ども)に係る教育及び保育に従事	○	○	条例別表第2の4 規則第8条第3項 規則第8条第4項	

※条例 … 大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例(平成18年9月大分県条例第49号)

※規則 … 大分県幼稚園型認定こども園等の認定手続等に関する規則(平成18年10月大分県規則第80号)

(参考様式)

文 書 番 号  
平成 年 年 日

大分県知事 殿

申請者  
住所  
氏名又は名称  
(法人にあつては代表者の氏名)

幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有する者を満3歳以上の子ども  
の子どもの教育及び保育に従事する者とするについて (報告)

上記のことについて大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例別表第二の二及び  
大分県幼稚園型認定こども園等の認定第8条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

満3歳以上の教育及び 保育に従事する職員	氏 名	
	生 年 月 日	
幼稚園免許状 又は保育士資格	免許状の番号 又は登録番号	
	免許状の授与年月日 又は登録年月日	
認定を受けようとする施設での 従事期間	平成 年 月 日 ~ 現在に至る	
認定を受けようとする施設 (幼稚園、保育 所、認可外保育施設等) の開設年月日 (認可外保育施設にあつては届出年月日)	昭和 (平成) 年 月 日	
認定を受けようとする施設における幼 児教育又は保育従事状況 (採用から現在 のまでの担当年齢や業務内容等)		

- ※ 幼稚園免許状の写し又は保育士証の写しを添付してください。
- ※ 幼稚園免許状の更新切れの場合は、更新講習受講義務者でない場合、免許状は失効しないが、更新講習を受講・修了し、免許管理者から免許状更新講習の修了確認を受けることが必要になります。

(参考様式)

文 書 番 号  
平成 年 月 日

大分県知事 殿

申請者  
住所  
氏名又は名称 印  
(法人にあつては代表者の氏名)

保育士資格を有する者を学級担任として配置することについて (報告)

上記のことについて、大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例別表第二の三及び大分県幼稚園型認定こども園等の認定第8条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

学級担任 となる職員	氏 名	
	生年月日	
保育士資格	登録番号	
	登録年月日	
保育所等従事期間 (3年以上の従事)	平成 年 月 日 ●●保育所勤務 ～平成 年 月 日 平成 年 月 日 ●●保育所勤務 ～平成 年 月 日	
学級担任として適当であると認める理由 (意欲、適性及び能力等)		
幼稚園教諭免許状取得に向けた対応		

※条例別表第二の三により保育士の資格を有する者を学級担任とすることができる期間は認定の日から起算して5年です (保育所型・地方裁量型の認定を受ける場合のみ対象)。

※幼稚園免許の更新切れの場合は、旧幼稚園免許状の写しを添付してください。

※保育士証の写しを添付してください。

(参考様式)

文 書 番 号  
平成 年 月 日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

申請者  
住所  
氏名又は名称 印  
(法人にあつては代表者の氏名)

幼稚園免許状を有する者を満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の教育及び保育に従事する者として配置することについて(報告)

上記のことについて、大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例別表第二の四及び大分県幼稚園型認定こども園等の認定第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の教育及び保育に従事する者	氏 名	
	生年月日	
幼稚園教諭免許	番 号	
	授与年月日	
幼稚園従事期間 (3年以上の従事)	平成 年 月 日 ●●幼稚園勤務 ～平成 年 月 日 平成 年 月 日 ●●幼稚園勤務 ～平成 年 月 日	
教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者として適当であると認める理由(意欲、適性及び能力等)		
保育士資格取得に向けた対応		

※ 条例別表第二の四により幼稚園免許状を有する者が、満3歳以上の子どものうち教育

及び保育時間相当利用児の教育及び保育に従事できる期間は認定の日から起算して5年  
です（幼稚園型・地方裁量型の認定を受ける場合のみ対象）。

※ 幼稚園教諭免許状の更新受講義務者にあつては、更新切れの場合は免許が失効する  
ことになります。

※ 幼稚園教諭免許状の写し及び更新講習修了確認証明書の写し等を添付してください。